

静岡県特別職報酬等審議会次第

令和6年11月12日(火)午後2時00分～
別館9階第1特別会議室

1 開 会

2 副知事あいさつ

3 委員紹介

4 会長選出

5 会長あいさつ及び会長職務代理者の指定

6 議 事

(1) 特別職の給料・報酬及び期末手当について

(2) 特別職の退職手当について

7 閉 会

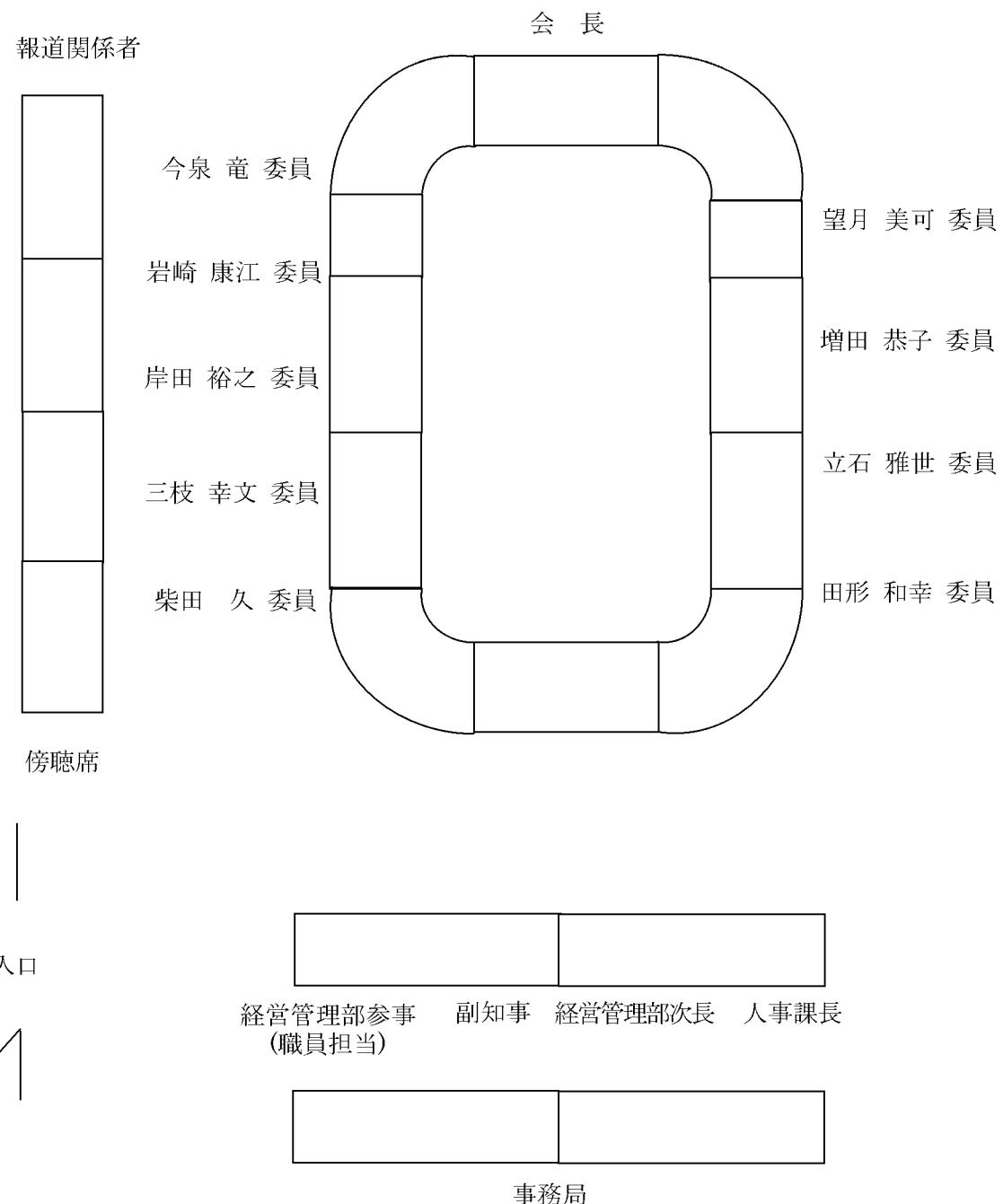
静岡県特別職報酬等審議会委員（令和6年度）

(50 音順、敬称略)

職業又は役職名	氏名
日本労働組合総連合会静岡県連合会 事務局長	今泉 竜 いまいづみ りゅう
静岡県地域女性団体連絡協議会 会長	岩崎 康江 いわさき やすえ
静岡県商工会議所連合会 会長	岸田 裕之 きしだ ひろゆき
学校法人新静岡学園 理事	三枝 幸文 さんじ ゆきふみ
静岡県経営者協会 会長	柴田 久 しばた ひさし
静岡県農業協同組合中央会 代表理事長	鈴木 政成 すずき まさあき
静岡県信用金庫協会 会長	田形 和幸 たがた かずゆき
弁護士	立石 雅世 たていし まさよ
静岡県商店街振興組合連合会 理事長	増田 恭子 ますだ きょうこ
静岡県生活協同組合連合会 常務理事	望月 美可 もちづき みか

(計 10 人)

座席図 (別館9階 第1特別会議室)



静岡県特別職報酬等審議会条例

昭和 39 年 10 月 9 日
条例第 66 号

(設置)

第 1 条 知事の諮問に応じ、静岡県議会議員の議員報酬並びに知事及び副知事の給料(以下「報酬等」という。)の額について審議するため、静岡県特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 知事は、報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするとときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、県内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、必要のつど知事が委嘱する。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、経営管理部において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日条例第 20 号抄)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 10 月 24 日条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日条例第 4 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県特別職報酬等審議会運営規則

昭和 42 年 7 月 14 日
規則第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県特別職報酬等審議会条例(昭和 39 年静岡県条例第 66 号)第 7 条の規定に基づき、静岡県特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招集通知)

第 2 条 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ日時及び場所を委員に通知しなければならない。

(議長)

第 3 条 会長は、審議会の会議の議長となり審議の結果を知事に答申するものとする。

(表決)

第 4 条 審議会の議事は出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書記)

第 5 条 審議会に書記若干名を置く。

2 書記は、経営管理部行政経営局人事課の職員をもつて充てる。

3 書記は、審議会の事務について委員を補佐する。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日規則第 24 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 30 日規則第 17 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 29 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 26 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 18 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

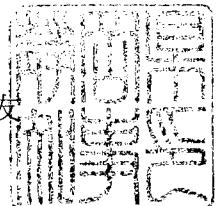
(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

管人第120号
令和6年11月12日

静岡県特別職報酬等審議会会長様

静岡県知事 鈴木 康友



特別職職員の報酬等の額について（諮問）

静岡県議会議員の議員報酬並びに知事及び副知事の給料の額の改定について、静岡県特別職報酬等審議会条例（昭和39年静岡県条例第66号）第2条の規定により諮問します。

また、併せて下記の内容について意見を求めます。

記

- ・知事、副知事の期末手当及び退職手当の額について
- ・議員の期末手当の額について
- ・その他の常勤の特別職職員の給料月額、期末手当及び退職手当の額について